

萩ろうき NEWS LETTER (第4号)

トピック1 労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックが義務化されます。(令和10年4月1日から)

1 ストレスチェックは何のためにするのですか？

労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止するためにストレスの程度を把握して、労働者自身のストレスの気付きを促すとともに、職場改善に繋げ、働きやすい職場づくりを進めるために行います。

メンタル不調による長期の休業は、経営上のリスクにも繋がりがねませんので早期に取組を始めましょう。

2 どのように進めればよいですか？サポートしてくれる機関はありますか？

厚生労働省のHPに「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」や「モデル規定例」を用意しておりますので、参考にしてください。

また、「山口産業保健総合支援センター」においてメンタルヘルス対策導入の取組を支援しております。この他にも「ストレスチェック制度サポートダイヤル」(0570-031050)がございますので、是非ご活用ください。



(👉 厚生労働省HPへ)

(山口産業保健総合支援センターHPへ👉)



トピック2 カスハラ対策、就活セクハラ対策はお済みですか！

令和7年6月11日の法改正により、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント(いわゆる「就活セクハラ」)の防止措置(下記アからオ)が事業主の義務となっています(令和8年10月1日施行)。

- ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- イ 相談体制の整備
- ウ 事後の迅速かつ適切な対応
- エ 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの防止のための措置
- オ その他講ずべき措置

具体的な動画解説やハラスメント対策資料をハラスメント対策総合サイト「あかるい職場応援団」にて用意しておりますので、対策を講じられていない事業主様は、是非ご活用ください。

ハラスメント対策総合サイト「あかるい職場応援団」はこちら👉



令和8年の労働災害
(8月末現在)

死亡者数 0人

死傷者数 51人

第14次労働災害防止計画
4年目の目標

死亡者数 0人

死傷者数 109人以内

山口県最低賃金

確認OK? 最低賃金

働く人も、雇う人も、忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間給を保証する制度です。

山口県 最低賃金

1,101円58円

月給の人も日給の人も雇う人の待遇を約束するよう

全国労働衛生週間

第77回 全国労働衛生週間

10/1~7
9/1~30

ひとりひとりが貴重な人材
心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

厚生労働省 中央労働災害防止協会



萩労働基準監督署